

平成21年度大阪府立大学同窓会臨時理事会議事録

平成 21 年度大阪府立大学同窓会臨時理事会が平成 21 年 8 月 1 日(土)14 時より、学術交流会館特別会議室にて開催された。

会則による出席者数(委任状を含む)の確認をし、臨時理事会の成立を確認した後、井本会長の挨拶があり、以下の議事に移った。

I 報告事項

資料 1 に基づいて、津戸庶務理事から、(1)新規加入単位同窓会について (2)単位同窓会の名称変更について (3)理事の交代について それぞれ報告された後、交代のあった理事が紹介された。

II 協議事項

1 大阪府立大学校友会(仮称)会則(案)について

資料 2 に基づいて、津戸庶務理事から、大阪府立大学校友会(仮称)会則(案)について、前回(4 月 26 日)の臨時理事会やその後に出された意見をも踏まえ整理した旨の説明がなされた後、意見を交換し、一部修正の上、承認された。

(修正前)

第 2 条 本会は、大阪府立大学と各学部、地域等の同窓会及び会員との連携並びに会員相互の親睦を図ること、また、会員が大阪府立大学の良き理解者として大学の発展を支援することを目的とする。

(修正後)

第 2 条 本会は、大阪府立大学と各学部・研究科、地域等の同窓会及び会員との連携並びに会員相互の親睦を図ること、また、会員が大阪府立大学の良き理解者として大学の発展を支援することを目的とする。

また、校友会会則は、同窓会会則を全部改正して定めることから、第1回校友会評議員会、理事会に報告の上、同日付けで施行することとなった。

なお、同窓会から校友会への資産の引継ぎに伴い、本学創立 50 周年事業による募金の会計がどうなっているのか説明を求める意見があり、第 1 回校友会評議員会で説明することとなった。

単位同窓会会費と校友会会費の同時徴収については、新入学時に会費徴収するところには、平成 22 年 3 月の入学手続き時から、希望があれば対応したい。後日、単位同窓会あて希望調査したいとの説明が事務局からなされた。

2 大阪府立大学校友会(仮称)個人情報保護方針(案)について

資料 3 に基づいて、津戸庶務理事から、大阪府立大学校友会(仮称)個人情報保護方針(案)について、説明がなされ、原案のとおり承認された。

なお、本個人情報保護方針については、同窓会が校友会に移行することから、校友会会則と同様の手続きを踏む旨の説明があった。

3 大阪府立大学校友会(仮称)役員等について

資料 4 に基づいて、津戸庶務理事から、大阪府立大学校友会(仮称)の役員(会長、副会長、理事、監事)については、校友会会則附則第 8 項により、同窓会の理事 61 名は校友会の最初の評議員になることとなっているので、校友会の会長、理事(会計理事を含む)、監事には現在の同窓会の役員がそのまま当たることが自然であると思う。また、府立 3 大学が一つになったことを示すためにも、校友会の副会長に斐文会、白鳥会から各 1 名をお願いしたい。手続きとして、校友会会則に基づき、第 1 回校友会評議員会で決定したいとの説明があり、承認された。

なお、名誉会長及び顧問については、今後の校友会理事会で検討していくこととなった。

4 第 1 回校友会(仮称)評議員会、理事会の開催について

井本会長から、第 1 回校友会評議員会、理事会の開催について、9 月に開くこととし、日程は、大学側とも相談の上、お知らせしたいとの説明があった。